

1. 件名 : 日本原燃株式会社の原子力事業者防災業務計画の修正等に関する確認  
について

2. 日時 : 令和2年5月14日(木) 13:30~15:40

3. 場所 : 六ヶ所オフサイトセンター 全体会議室

4. 出席者 :

原子力規制庁

六ヶ所原子力規制事務所 宮本副所長

木村上席放射線防災専門官

日本原燃株式会社

安全・品質本部 安全推進部 防災グループリーダー

他6名

5. 要旨

(1) 原子力事業者防災業務計画の修正について

原子力災害対策特別措置法に基づき、日本原燃株式会社が国へ届け出ている「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」、「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」及び「濃縮・埋設事業所 埋設事業部 原子力事業者防災業務計画」について、主に以下の点について修正し、2020年8月に届け出る予定の旨の説明を受けた。

a 緊急時活動レベル(EAL)の設定の考え方の修正

- ・ 廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設の「通常放出経路での気体放射性物質の放出」に係るEALについて排気モニタによる測定値で判定していたところをサーバイメーターによるろ紙測定で判定するよう変更
- ・ 再処理施設の使用済燃料貯蔵槽の警戒事象を判断する基準である「水位を維持できないこと」の考え方に「燃料集合体の頂部より上方4.0mの水位に低下すること」を追加

b 埋設事業部の事業所外運搬に係る条項をすべて削除

c 原子力防災資機材及びその他防災資機材の見直し

- ・ 重大事故対処用資機材を原子力防災資機材及びその他の防災資機材に追加
- ・ 事業部間で共用として配備していた資機材の一部をそれぞれの事業所専用として配備

六ヶ所原子力規制事務所参加者からは、廃棄物管理施設のサーバイメーターによるろ紙測定によるEAL判断が恒久的な手段ではなく、高レンジ排気モニタの導入等の検討も進めることを確認したほか、細部説明要領などについて助言した。

(2) 2020年4月9日に説明を受けた日本原燃株式会社 再処理事業部 原子力事業者防災訓練結果報告について、原子力規制庁担当部署からの助言を受けて記載要領を一部修正した旨説明を受けた。

6. その他 : なし